

浦 監 第 6 号
平成 23 年 4 月 27 日

浦安市監査委員	杉 山 元 三
同	黒 田 レイ子
同	秋 葉 要

平成 22 年度定期監査（生涯学習部）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果の報告を決定したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 22 年度定期監査（生涯学習部）の結果報告書

1. 監査の範囲

平成 22 年 4 月 1 日から 11 月 30 日に執行された財務に関する事務の執行等

2. 監査対象部局

生涯学習部

3. 監査の実施期間

平成 22 年 12 月 1 日から平成 23 年 1 月 27 日

4. 監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

5. 監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 生涯学習課

三番瀬環境学習施設整備事業（実施設計等）について、平成 21 年度に基本設計を策定した事業者を実施設計に加え、測量及び地質調査業務を一社随意契約により委託していた。理由を確認したところ、当該事業者が測量及び地質調査業務にも十分実績があることやこれらのデータを基に実施設計を作成するので、同一事業者が実施した方が合理的であるからとのことであった。しかしながら、測量や地質調査の実績がある事業者とはいえ、実施設計とあわせて一社随意契約を行う合理的な理由は見出せないことから、随意契約が競争入札を原則とする契約方式の例外であることを認識し、今後は競争原理を働かせるよう努められたい。

(2) 市民スポーツ課

平成 21 年度の定期監査において、「各種事業の予算執行について、入札差金等が生じた際は、安易に留保することなく、財政運営の効率化の観点から減額補正を行い、適正な事務処理に努められたい。」と指摘したことに対して、「事業の実施に当たっては、計画的な執行に努め、安全管理、市民要望等による突発的な対応をする場合は、必要最小限となる事業の範囲に留め、減額補正にて対応します。」と措置報告があった。しかしながら、今年度の状況を見ると当初予算に計上がなく、流用等により予算を措置し事業を執行している例や契約差金等を活用した流用や配当替により予算を増額し事業を執行している例が依然として見受けられた。事情は理解できるが、今後は、適正な予算計上及び予算執行に努められたい。

(3) 公民館共通

防火対象物点検業務委託について、7 公民館のうち3 館（富岡公民館、当代島公民館、日の出公民館）のみが実施している理由を確認したところ、富岡公民館は、消防関係法令で定める消火・避難訓練の実施回数が不足していた。当代島公民館は、消防設備点検の一部を実施していなかった。日の出公民館は、防火管理者が甲種防火管理者再講習を受講していなかった。このため、一定の要件を満たせば防火対象物の定期点検・報告の義務が免除される防火対象物点検報告特例認定が受けられず、防火対象物点検業務委託が必要になったとのことであった。今後は、消防関係法令に基づき適切に対応されたい。

(4) 中央図書館

レファレンスサービス事業の通信運搬費について、流用により 215,000 円を増額した理由を確認したところ、一部の市民の要望に応じ有料オンラインデータベースで大量に資料を提供した結果、使用料に不足が生じたとのことであった。事業の内容は理解できるが、公平性の観点から一定の制限を設けるなど対応策を検討されたい。